

令和2年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第16号	議案名	琴浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について			
目的	会計年度任用職員制度の導入に伴う職の整理に係り、会計年度任用職員に移行する特別職非常勤の職の記載削除、必要な職の搭載などの整備を行うもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2において、地方公共団体の非常勤の職員に対しては報酬を支給すること、費用の弁償を行えることが、また、報酬、費用弁償の額及び支給方法は条例で定めることが規定されている。</p> <p>会計年度任用職員制度の導入に伴う職の整理に係り、会計年度任用職員に移行する職の削除等所要の改正を行うもの。</p> <p>(1) 特別職非常勤職員から会計年度任用職員に移行するため、削除するもの</p> <p>ア 地区公民館長</p> <p>イ 文化センター館長</p> <p>ウ 人権教育推進員</p> <p>エ 教育相談員</p> <p>オ 部活動指導員</p> <p>(2) 職の廃止に伴い、削除するもの</p> <p>生活相談員</p> <p>(3) 根拠法の規定に合わせるため、職名を変更するもの</p> <p>ア 農業委員会会長職務代理者</p> <p>イ 投票所の投票管理者</p> <p>ウ 期日前投票所の投票管理者</p> <p>エ 期日前投票所の立会人</p> <p>(4) 新たに搭載するもの</p> <p>ア 鳥獣被害対策実施隊員</p> <p>イ 嘱託医</p> <p>ウ 学校薬剤師</p> <p>(5) 附属機関条例制定に伴い、対象を変更するもの</p> <p>法令又は条例を設置根拠とする委員及び委員会の構成員</p> <p>(6) 金額を変更するもの</p> <p>参与(月額185,000円)</p>					
補足事項	施行日 令和2年4月1日					